様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年1月20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ　ちいきかがくけんきゅうしょ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社　地域科学研究所  （ふりがな）ひらい　しんいち  （法人の場合）代表者の氏名 平井　慎一  住所　〒870-0037  大分市東春日町1番1号  法人番号　3320001001763  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXビジョン | | 公表日 | 2025年1月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ・自治体DXサイト・2ページ目  https://www.chiikidx.com/dx.pdf | | 記載内容抜粋 | 当社が事業を実施する目的は、「豊かで活力ある地域社会づくり」に貢献することです。地域社会に雇用を創出し、地域住民が暮らしを楽しめるようにします。  そのためには公共イノベーション専門会社として、まずは社内のDX化に取り組みます。これまで同様「人と人の関係の豊かさ」を大切にしながら、既存の方法にとらわれず、社員の幸せを通して、お客様の幸せ、取引先の繁栄、会社の繁栄を実現していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本内容は取締役会にて代表取締役会長・社長の承認のもと作成されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXビジョン | | 公表日 | 2025年1月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ・自治体DXサイト・3～7ページ目  https://www.chiikidx.com/dx.pdf | | 記載内容抜粋 | 社内DX化のためのシステム活用・・・業務時間の集計や、決裁関係(契約書や休暇申請)をTOWNシステム上で完結できるように開発。集計したデータは人員配置に使用し、BPRを実現させています。その他様々な情報をシステムに集約し、情報を探す手間の削減を実現することで、生産性向上やより質の高いお客様サポートにつなげています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本内容は取締役会にて代表取締役会長・社長の承認のもと作成されています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ・自治体DXサイト・3～7ページ目  <https://www.chiikidx.com/dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 6・7ページ目  継続した人財育成・・・毎年外部研修へ参加。発展的なＡＩ研修にはエンジニアだけでなく、「創生デザイナー」や「DXコンサルタント営業」の社員も参加しました。また、継続的な社内勉強会も始めました。DXについての知識を深めていきます。  体制・組織・・・社内DX化の軸となる「地域科学TOWN」の開発について、代表取締役を筆頭とした開発チームを設置。社員の些細な要望をくみ上げ、決裁担当者やお客様対応担当者が意見を集約し、システム開発担当者と「地域科学TOWN」の改良を定期的に進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ・自治体DXサイト・3～7ページ目  <https://www.chiikidx.com/dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 5ページ目  業務効率化を意識した職場環境の整備  必要の際にいつでもリモートワークができるよう、機器やデータ管理状況を整備。子育て中の方などが活用しています。  お客様から会社にお問い合わせの電話があった際も、個人携帯へそのまま内線として繫げるようにし、外出中や在宅勤務中であっても、ご要望にもすぐに対応ができるようにしています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXビジョン | | 公表日 | 2025年1月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ・自治体DXサイト・8ページ目  <https://www.chiikidx.com/dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 毎年お客様満足度調査を実施  地域科学TOWNにて業務実績の集計 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年1月8日 | | 発信方法 | 当社ホームページ・自治体DXサイト　1ページ目  <https://www.chiikidx.com/dx.pdf>  社内メール・経営指針 | | 発信内容 | 私たちは進むべき方向を見据えて、力強く歩みを進めていきます。豊かで活力ある地域社会づくりを目指し、公共イノベーション専門会社として、まずは社内のDX化に取り組みます。これまで同様「人と人の関係の豊かさ」を大切にしながら、既存の方法にとらわれず、社員の幸せを通して、お客様の幸せ、取引先の繁栄、会社の繁栄を実現していきます。  また、「地域科学TOWN」の改修について、定期的に社員に一斉メールで進捗状況や更新案を送信しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃　～2025年1月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断を実施しました。  自己診断の入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2005年　11月頃　～継続中 | | 実施内容 | ・社内ネットワークに接続しているPCの定期的なウィルススキャン  ・年に1回、内部監査及び外部機関による監査  ・メールにIPアドレスを記載していると送信できない設定にしている  ・お客様とのデータのやり取りはLGWANを使ってクラウド上のみで完結できるようにし、USBは使用不可にしている(持ち運びの際の紛失防止の為)。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。